

学振助一第647号  
令和2年10月22日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里見 進  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の補助事業期間の延長の特例について（通知）

標記補助事業については、交付条件において、研究実施計画変更等に伴い研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得た場合、1年度に限り補助事業期間を延長することを可能としています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度も研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、既に様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により令和2(2020)年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題については、当該感染症の影響により更なる研究実施計画の変更等が必要となった場合については、所定の手続の上、令和3(2021)年度までの延長を認める取扱いとしますので、貴職より関係する各研究代表者及び事務職員等に周知願います。

なお、本取扱いに係る手続については、通常の補助事業期間の延長手続に準じることとし、詳細については、通常の補助事業期間の延長に係る手続と併せ、令和3(2021)年1月に連絡いたします。

<参考>

科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）

**【補助事業期間の延長】**

3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、1年を超えて補助事業期間を延長することはできない。(略)

**【本件問い合わせ先】**

研究事業部 研究助成第一課 基金助成係  
TEL : 03-3263-1867, 1843, 1057